

狭あい道路整備に関する助成制度の概要及び整備基準

池田市では平成14年4月1日付で狭あい道路整備に関する要綱を制定して幅員4m未満の道路に接して建築物の建築行為等を行う場合には、建築確認申請等に先立ち土地所有者等と後退部分に係る土地についての事前協議を行い、協議が整い整備が完了すれば、応分の助成を行っております。

要綱の概要

- 対象道路：建築基準法第42条第2項、第43条第2項及び附則第5項に規定する道路又は空地のうち、市道、市所有道路及び市所有水路敷
- 対象行為：建築確認申請、建築許可申請及びブロック塀の設置など
- 助成項目：分筆・登記費、側溝工事費、舗装工事費
- 助成基準
 - 分筆・登記費の助成を受けようとする場合は、当該敷地の周囲の境界が確定していること。
 - 側溝は原則現場打ちコンクリートU型0.50m（流水面0.20m、立上り部0.15m×2）とする。
 - 舗装断面は5種（表層0.05m、路盤0.15m）とする。
 - 舗装面積は原則後退に係る部分を助成の対象とする。
 - 助成を受ける場合、後退部分全てまたは道路部分の寄附が必要。
- 助成の標準額
 - 分筆・登記費：1件当たり 330,000円
 - 側溝工事費：1m当たり 38,000円
 - 舗装工事費：1㎡当たり 12,000円
- 協議の窓口：事前協議は都市整備部**審査指導課**にて
- 申請受付：都市整備部土木管理課にて受付致しますので、協議終了後**土木管理課**と協議して下さい。
- 適応除外：
 - 法人が行うもの。
 - 個人が不動産の分譲・賃貸等の営利を目的とする事業に伴って行うもの。
 - 市税を滞納している者が行うもの。
 - 後退部分を自己で自主管理するもの。

助 成 基 準

I. 助 成 の 率

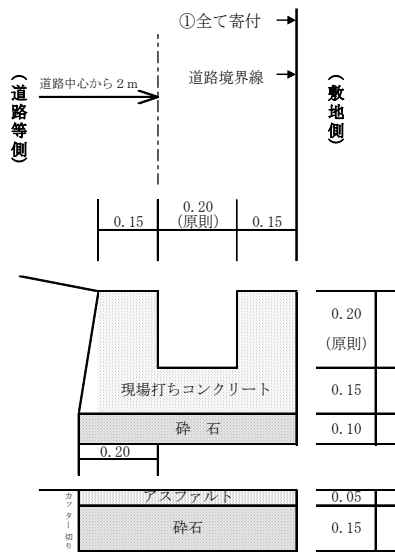
助 成 区 分 \ 助 成 項 目		分 筆 ・ 登 記	舗 装 工 事	側 溝 工 事
①	1 全て寄附	標準分筆 登記費×100%	標準工事費×100%	標準工事費×100%
	2 指定建築線分寄付			
②	後退分寄附 側溝分無償使用承諾	標準分筆 登記費×100%	標準工事費×100%	—
③	自主管理	—	—	—

※ 助成区分①および②については、整備・寄付した側溝へ蓋掛けをする場合に道路法24条およびその他関連法令に基づく申請が寄附完了後に必要となりますので、蓋掛けの計画がある場合には、これらについても土木管理課（占用担当）と事前協議を行って下さい。
（蓋掛け範囲および蓋の仕様等について許可基準がありますので、事前協議の際に確認して下さい。）

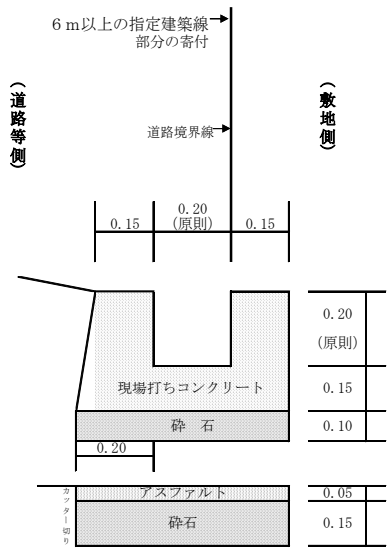
道路境界等に設置する側溝整備及び舗装基準

- 1 道路境界等に設置する側溝及び舗装は下記の形状とする。但し、本市より指示があった場合は、その形状による。
- 2 寄附及び市管理区域内等の側溝整備は、その管理者と協議の上、形状を決定するものとする。
- 3 側溝の放流方法及び放流先については、その管理者と協議すること。
- 4 後退による既設側溝の設置替及び二重側溝の場合は、管理者と協議すること。
- 5 舗装の接続部分はカッター切にて舗装するものとする。

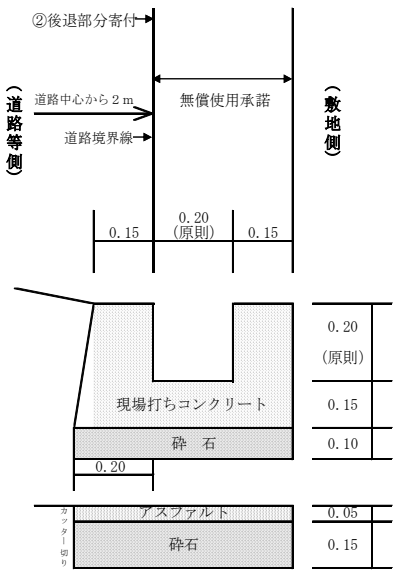
①-1 全て寄付の場合



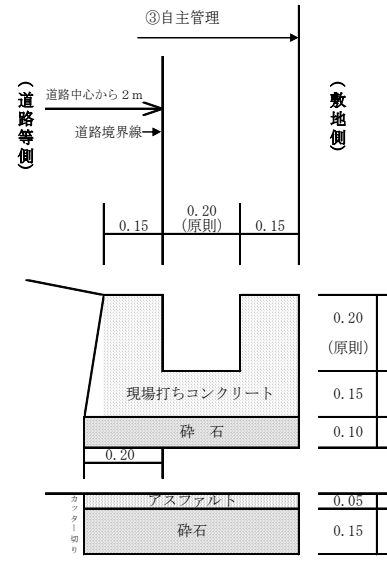
①-2 指定建築線の場合



② 後退部分寄付の場合



③ 自主管理の場合



池田市都市整備部土木管理課

072-752-1111(内線 353) 助成基準に関して

072-752-1111(内線 350) 側溝整備及び舗装基準に関して